

地縁団体認可申請 ハンドブック

Hand Book



明石市市民生活局市民協働推進室

コミュニティ・生涯学習課

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号

☎ (078) 918-5004

2024年（令和6年）3月改訂

目 次

はじめに

1. 認可地縁団体とは

(1) 地縁による団体とは	1
(2) 申請できる地縁による団体	1
(3) 認可の要件	1
(4) 認可地縁団体の性格	4

2 認可申請手続き

(1) 地縁団体の認可までの手続きの流れ	5
(2) 認可申請に必要な書類	6
(3) 申請にあたっての注意点	7
(4) 認可・告示	7

3 不動産の登記について

(1) 新たに不動産を取得する場合	8
(2) 不動産の移転登記をする場合	8
(3) 所有不動産の移転登記等に係る公告申請	9

4 法人設立届及び税の減免申請等について

(1) 法人の設立届について	13
(2) 税の申告及び減免申請について	13

5 認可地縁団体としての義務

(1) 規約や告示された事項に変更がある場合の申請・届出	15
(2) 財産目録の作成と設置	16
(3) 構成員名簿の作成と設置	16
(4) 通常総会の開催	16
(5) 賠償責任	16
(6) 解散時の届出	17

6 認可地縁団体の証明、印鑑登録について	
(1) 認可地縁団体証明書の発行	18
(2) 印鑑登録と印鑑登録証明書の発行	18
7 認可地縁団体についてのQ & A	20

———— 様式・資料編 ———

【認可申請に関する様式等】

認可申請書	22
地縁による団体の代表者の承諾書	24

【所有不動産の移転登記等に関する様式】

所有不動産の移転登記等に係る公告申請書	26
---------------------	----

【規約、告示変更に関する様式】

規約変更認可申請書	28
規約変更の内容及び理由	30
告示事項変更届出書	32

【証明、印鑑登録に関する様式】

認可地縁団体証明書交付請求書	34
認可地縁団体印鑑登録申請書	36
認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	38
認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	40

【その他作成例】

規約作成例	42
議事録作成例	53
構成員名簿作成例	55
財産目録作成例	56

はじめに

自治会・町内会等は、過去の長い間、「権利能力なき社団」と位置付けられ、法人格が認められていませんでした。そのため、自治会・町内会等が保有する不動産は、団体名義で登記ができず、やむなく会長名義や個人の共有名義で登記を行っておりました。

しかし、これら個人名義での登記は、当該名義人の死亡や転居による名義変更や相続登記の関係で様々なトラブルを生じ、長い間深刻な問題となっていました。

こうした問題を解決するため、平成3年4月に地方自治法が改正され、自治会・町内会等が市長の認可を受け、法人格を得ることにより、団体名義で不動産登記等をすることができるようになりました。

また、令和3年5月に地方自治法が改正され、自治会・町内会等が不動産等を保有していない又は保有する予定がない場合であっても、地域的な共同活動を円滑に行うために必要であれば、市長の認可を受けることにより、法人格を得ることができるようになりました。

このハンドブックでは、自治会・町内会等が、法人格を取得するための手続きなどについて解説していきます。

1. 認可地縁団体とは

(1) 地縁による団体とは

自治会・町内会等は、地方自治法上「地縁による団体」と呼ばれ（法第260条の2）、市長の認可を受けて法人格を取得することで、団体名義で不動産登記等を行うことができます。

自治会・町内会のように「町または字の区域、その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）は、地縁による団体といえます。青年団や婦人会、高年クラブのように性別や年齢が限定される団体、またはスポーツクラブや伝統芸能保存会などのように、活動の目的が限定されるような団体は地縁による団体とは認められません。

(2) 申請できる地縁による団体

地域的な共同活動を円滑に行う地縁による団体は申請することができます。

(3) 認可の要件

認可を受けるためには、以下の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。

①「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること」

「地域的な共同活動」とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会・町内会活動のことです。スポーツ活動や芸術活動のみなど活動内容が特定分野である場合は、「地域的な共同活動」とは認められません。

※ 「地域的な共同活動を行うことを目的」としているかどうかは、自治会・町内会等の規約に掲げている目的により判断します。

※ 明石市では、「現にその活動を行っている」と認めるために、過去2年以上の活動実績を条件としているため、基本的に団体が発足して2年未満の場合は認可していません。

活動の実績は、過去2年間の事業報告書や収支決算書等の活動実績を記載した書類により確認します。

②「その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」

町又は字及び地番あるいは住居表示による区域のほか、河川・道路等で区画が画されているなど、地縁による団体の構成員のみならず市内のその他の住民にとっても容易に区域・範囲がわかる状態であることが必要です。

また、他の地縁による団体の区域と重なる場合は、調整して重ならないようにする必要があります。

③「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」

年齢・性別・国籍等に関係なく、その区域に住む個人すべてが加入できる、という意味です。

※ 明石市では、自治会・町内会員の7～8割以上が構成員となっている場合、相当数と認めます。

※ 構成員は、「自然人たる個人」に限られますが区域内に住所を有する法人や組合等の団体をその自治会等の意思決定に参加することのできない賛助会員等とすることは構いません。

④「規約を定めていること」

規約には、次に掲げる事項が定められている必要があります。

(規約の作成例については、42～52ページ)

規約の名称は、「規約」、「会則」、「規程」等、特に制限はありません。

ア 目的

「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨を記載するもので、特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。

イ 名称

地方自治法上団体の名称についての制限はありません。ただし、他の法令において使用が制限されている場合があります。(制限されている例：一般社団法人、商工会、農協など)

ウ 区域

客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町又は字及び地番又は住居表示などで明示します。

工 主たる事務所の所在地

集会施設あるいは、代表者の自宅に置くこととするのが一般的です。住居表示または地番及び家屋番号によるものほか、「この会は、主たる事務所を〇〇自治会館に置く。」「この会は、主たる事務所を会長の自宅に置く。」と定めることも可能です。

主たる事務所の所在地が地縁による団体の住所となります。

※代表者の自宅を主たる事務所の所在地とした場合は、代表者が変更されると主たる事務所の所在地の変更が必要となるのでご注意ください。

オ 構成員の資格に関する事項

区域に住所を有する個人がすべて構成員となり得ること、正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めなければなりません。

また、構成員の資格に関する事項として加入・脱退に係る手続き事項をできる限り定めてください。

カ 代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期及び権限並びに代表者に委任する事務がある場合には、その事項を定めてください。なお、代表者は必ず1名置いてください。

キ 会議に関する事項

通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項、権能を定めてください。なお、原則として、構成員はそれぞれ平等な表決権を持ちます。

ク 資産に関する事項

資産の構成、取得、管理、処分の方法を定めてください。

資産の構成の定め方は、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産をすべて掲げる方法も可能ですが、「この会の資産は、別に定める財産目録に記載された資産をもつて構成する。」とする方が簡便です。

ケ 規約の変更

規約の変更は、市長の認可を受けなければ、その効力を生じません。

なお、総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げるには慎重であるべきです。

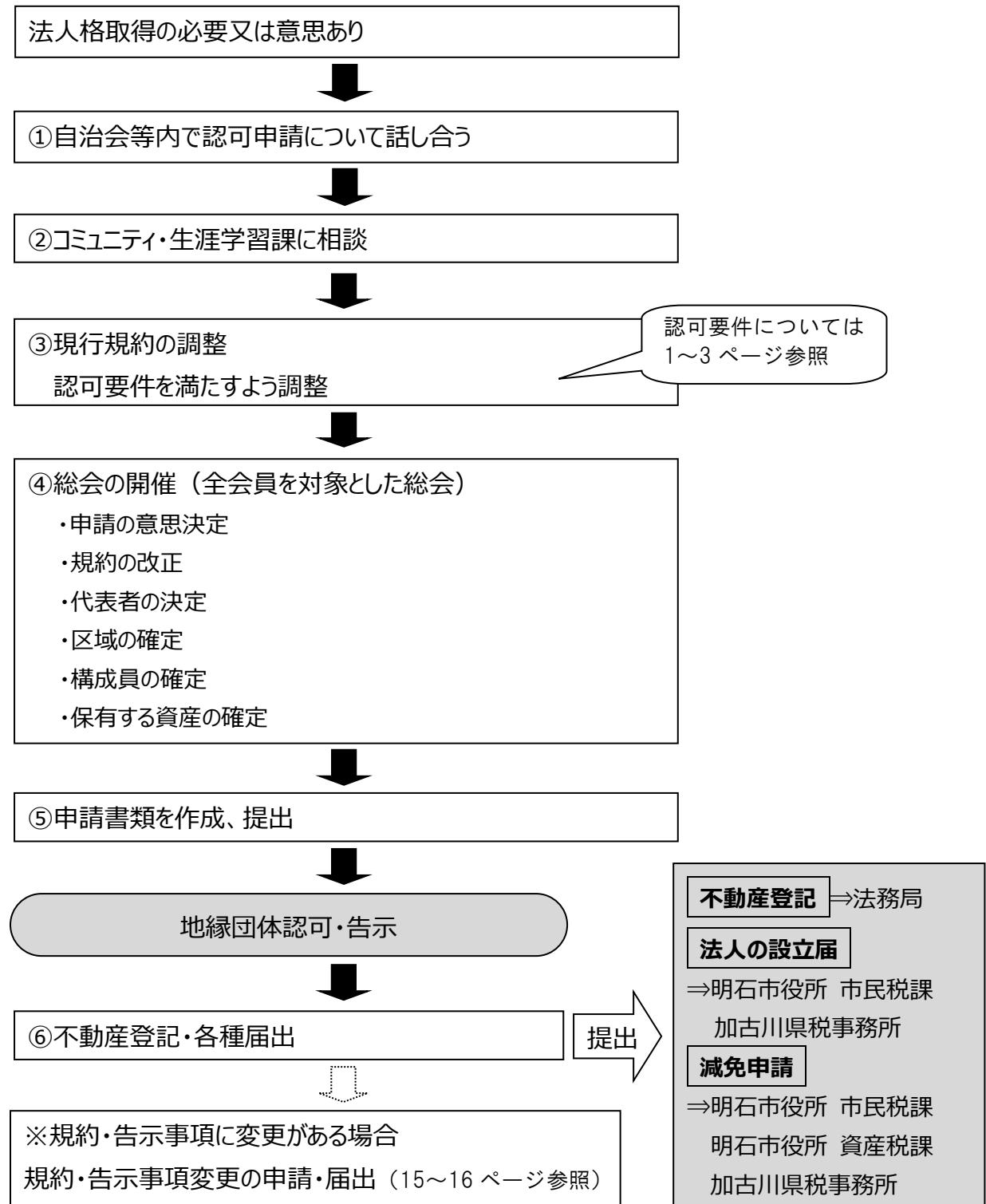
(4) 認可地縁団体の性格

- ① 法律上の権利義務の主体となることができ、法人格を有します。
- ② 認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であり、法律上も公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部ではありません。
また、認可地縁団体が行う活動について、市長は一般的監督権限を持ちません。
- ③ 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではなりません。
しかし、その者の加入によって、団体の目的及び活動が、著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上、客観的に妥当と認められる理由がある場合には、「正当な理由」があるとして、加入を拒むことができます。
- ④ 民主的な運営のもとに、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的な取り扱いをしてはなりません。
- ⑤ 特定の政党のために利用してはなりません。

2. 認可申請手続き

(1) 地縁団体の認可までの手続きの流れ

認可申請手続きについては、以下の流れとなります。



(2) 認可申請に必要な書類

以下の書類をコミュニティ・生涯学習課まで提出してください。

① 認可申請書（22, 23 ページ）

② 規約（要件 1~3 ページ、作成例 42~52 ページ）

認可要件を満たす内容の規約（総会の承認を得たもの）。

③ 認可を申請することを総会で議決したことを証する書類（作成例 53,54 ページ）

認可の申請について議決した総会議事録に議長及び議事録署名人（2名以上）の計3名以上の署名があるもの（写し可）。

④ 構成員名簿（作成例 55 ページ）

氏名・住所を記載したもの。署名・捺印は不要。名簿へ記載する構成員の考え方は20ページQ 1を参照してください。

⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域活動を現に行っていることを記載した書類

過去2年間の事業報告書・決算書及び当年度の事業計画書・予算書。

⑥ 申請者が代表者であることを証する書類

ア 地縁による団体の代表者の承諾書（24,25 ページ）。

イ 申請者が代表者に選出されたときの総会議事録に議長及び議事録署名人（2名以上）の計3名以上の署名があるもの（写し可）。（作成例 53,54 ページ）

⑦ 区域を示した図面

住宅地図等に区域を明確に表示したもの。

※ 民事保全法第24条（仮処分の方法）に基づき、裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者の選任がある場合は、その旨の届出が必要です。職務代行者の選任がある場合は、職務代行者の氏名及び住所を記載してください。

参考 民事保全法

第24条 裁判所は、仮処分命令の申立ての目的を達するため、債務者に対し一定の行為を命じ、若しくは禁止し、若しくは給付を命じ、又は保管人に目的物を保管させる処分その他の必要な処分をすることができる。

※ 地方自治法第260条の8または第260条の10に基づく代理人がある場合は、その旨の届出が必要です。代理人の氏名及び住所を記載してください。

参考 地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(3) 申請にあたっての注意点

認可申請にあたっては、規約に基づいて会員全員の総会を開催し、認可申請の可否だけではなく、規約の改正、代表者の決定、区域の確定、構成員の確定等についても決議してください。役員会、理事会等での決定は認められません。

特に規約については、認可要件を満たす内容のものにする必要がありますので、総会を開催する前に市にご相談ください。（認可要件については、1～3ページ、作成例 42～52 ページ）

(4) 認可・告示

認可申請書類が提出され、要件を満たしている場合には、市は、認可し、告示を行います。告示は、月曜日（月曜日が休日の場合は、翌日）に行われます。

この告示は、法人登記と同様の効力を持ります。したがって法務局への法人登記は必要ありません。認可を受けた地縁による団体は、法人となつたこと及び告示事項を第三者に対し、主張することができます。

告示事項

- ①名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④主たる事務所
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- ⑦代理人の有無
- ⑧規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨認可年月日

※ 告示された事項に変更があった場合は、届出が必要です。

☞ 手続きについては、15,16 ページ参照。

3. 不動産の登記について

(1) 新たに不動産を取得する場合

認可地縁団体名義で不動産等を登記することができます。

申請書のほか以下の書類等が必要です。詳しい手続きについては、神戸地方法務局明石支局（TEL078-912-5511 FAX078-912-5512）までお問い合わせください。

- ① 認可地縁団体証明書 ☞ 証明書の交付については、18 ページ参照
- ② 売買、無償譲渡等の契約書の原本
- ③ 登記義務者（前所有者）の登記済証又は登記識別情報
- ④ 登記義務者（前所有者）の印鑑登録証明書
- ⑤ 固定資産評価証明書
- ⑥ 登録免許税

(2) 不動産の移転登記をする場合

会長名義や複数役員の共有名義になっている不動産等についても認可地縁団体名義で移転登記ができます。その際、登記原因是、「委任の終了」とし、登記原因の日付は「地縁団体認可の日」となります。

申請書のほか以下の書類等が必要です。詳しい手続きについては、神戸地方法務局明石支局（TEL078-912-5511 FAX078-912-5512）までお問い合わせください。

- ① 認可地縁団体証明書 ☞ 証明書の交付については、18 ページ参照
- ② 登記義務者（前所有者）の登記済証又は登記識別情報
- ③ 登記義務者（前所有者）の印鑑登録証明書
- ④ 固定資産評価証明書または価格通知
- ⑤ 登録免許税

※ 以下の事由が生じた場合は、登記が必要です。

- ① 不動産の取得・喪失
- ② 団体の名称及び主たる事務所の所在地の変更
 - ☞ 代表者名の変更は、登記事項ではないため変更登記の必要はありません。
ただし、主たる事務所の所在地を代表者宅としている場合は、代表者変更に伴い主たる事務所の所在地が変更になるため、登記名義人住所の変更登記が必要になります。

(3) 所有不動産の移転登記等に係る公告申請

認可地縁団体が所有する不動産の登記関係者（注1）の所在が知れない場合、従来は不動産の保存登記又は移転登記ができませんでした。

平成27年4月より地方自治法が改正され、認可地縁団体が所有する不動産のうち、下記①に掲げる要件を全て満たすものについて、市長の公告を経て、登記関係者等（注2）から異議がなければ認可地縁団体単独で保存登記又は移転登記をすることができるようになりました。

① 公告申請をできる要件

- ア 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- イ 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
- ウ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人全員が当該認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であったこと。
- エ 当該不動産の登記関係者（注1）の全部又は一部の所在が知れないこと。

② 公告申請の手続き

以下のア～クの書類をコミュニティ・生涯学習課まで提出してください。

- ア 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（26、27ページ）
- イ 申請不動産の登記事項証明書（全部事項証明書）
- ウ 申請不動産の所有に至った経緯について説明できる総会資料
- エ 申請者が代表者であることを証する書類
申請者が代表者に選出されたときの総会議事録に議長及び議事録署名人（2名以上）の計3名以上の署名があるもの（写し可）。

オ 当該認可地縁団体が申請不動産を申請時点及び10年以上前の時点において占有していることを疎明する以下のⅠ及びⅡの資料

Ⅰ 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された当該認可地縁団体の事業報告書もしくは申請不動産にかかる税等が計上されている当該認可地縁団体の収支予算書及び決算書（申請時直近及び10年以上前のもの）

Ⅱ 以下のA～Gの資料のうち一つ以上

- A 公共料金の支払領収書
- B 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- C 旧土地台帳の写し
- D 固定資産税の納税証明書
- E 固定資産課税台帳の記載事項証明書

上記A～Eの資料の宛名又は名義が当該認可地縁団体の構成員もしくはかつて当該認可地縁団体の構成員であった者である場合は、その旨がわかる理由書を提出してください。

F 上記A～Eの入手が困難な場合は、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等（注3）の証言を記載した書面及びA～Eの入手が困難であることがわかる理由書
※ いつどのような形で当該認可地縁団体が申請不動産を占有してきたかを明確に証言したものに証言者の署名があるもの。

G 上記A～Eの入手が困難な場合は、申請不動産の占有を証する写真等及びA～Eの入手が困難であることがわかる理由書

カ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員もしくはかつて構成員であった者であることを疎明する資料（以下のⅠ～Ⅲの資料のうち一つ以上）

Ⅰ 当該認可地縁団体の構成員名簿

※ 地縁団体認可前の構成員である場合は、自治会員名簿もしくは役員名簿

Ⅱ 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地の場合）

Ⅲ 上記Ⅰ、Ⅱの入手が困難な場合は、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等（注3）の証言を記載した書面及びⅠ、Ⅱの入手が困難であることがわかる理由書
※表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員もしくはかつて構成員であった者であることを明確に証言したものに証言者の署名があるもの。

- キ 申請不動産の登記関係者（注1）のうち一人以上の所在が不明であることを疎明する資料（以下のⅠ～Ⅲの資料のうち一つ以上）
- Ⅰ 登記記録上の住所の属する市区町村長による登記関係者（注1）の「住民票」及び「住民票の除票」が当該市区町村に存在しないことを証明した書面もしくは「不在住証明」
- Ⅱ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者（注1）宛ての配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- Ⅲ 申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等（注3）の証言を記載した書面
- ※登記関係者（注1）の現在の所在が不明であることを明確に証言したものに証言者の署名があるもの。
- ク 300円の明石市収入証紙
- ☞ 明石市役所本庁舎2階の銀行窓口（午後3時まで）又は、会計室（午後3時以降）にて購入できます。

③ 公告

市が当該申請を相当と認めた際には、当該認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存登記又は移転登記をすることについて異議のある登記関係者等（注2）によって、市長に対して異議を述べることができる旨の公告をします。（期間：3ヶ月間）

④ 公告の結果通知

登記関係者等（注2）より異議があった場合は、「公告結果（異議申出あり）通知書」において、当該認可地縁団体に通知します。登記関係者等（注2）より異議がなかった場合は、「公告結果（承諾）の情報提供について」において、当該認可地縁団体へ通知します。「公告結果（承諾）の情報提供について」を通知された認可地縁団体は、単独で不動産の保存登記又は移転登記をすることができます。

（注1）登記関係者

申請不動産の表題部所有者もしくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人

（注2）登記関係者等

申請不動産の表題部所有者もしくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人及び当該不動産の所有権を有することを疎明する者

（注3）申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等、歴代の自治会長や副会長、会計などの自治会役員等

⑤ 法務局への登記申請

④公告の結果通知で、登記関係者等（注2）より異議がなかった場合は、法務局へ登記申請を行うことができます。※不動産登記を行う際は、登録免許税がかかります。

＜登記申請に必要な書類＞※詳細は、法務局にご確認下さい。

- 登記申請書（注4）
- 公告結果（承諾）の情報提供について（④公告の結果通知）
- 認可地縁団体証明書 ⇒ 18ページ参照
- 固定資産評価証明書
- 委任状（権利者以外が申請する場合）

※ 登録免許税額の収入印紙を購入後、申請書に貼付し、申請します。

（注4）登記申請書 ※作成例※

登記申請書	
登記の目的	共有者全員持分全部移転
原 因	令和〇年〇月〇日委任の終了 ※認可日
権 利 者	当該自治会主たる所在地 ○○自治会 代表者 ○○ ○○ ㊞
義 務 者	登記簿記載の共有者全員の住所・氏名
添 付 書 類	証する情報 登記原因証明情報 代表者資格証明書 住所証明書
申 請 日	令和〇年〇月〇日申請 神戸地方法務局明石支局
課 稅 価 格	金〇〇〇〇円 ※1,000円未満切り捨て
登録免許税	金〇〇〇〇円 ※100円未満切り捨て（評価額の2%相当額）
不動産の表示	不動産番号〇〇〇〇 所在 明石市〇〇 地番 ○〇 地目 ○〇 地積 ○〇平方メートル
収入印紙	

⇒ 登記申請後、登記識別情報通知（※）が送付されます（約1ヶ月後）。

※自治会で大切に保管してください。

4. 法人設立届及び税の減免申請について

(1) 法人の設立届について

認可を受けた地縁団体は法人格を有するため、明石市市民税課（TEL078-918-5014）及び加古川県税事務所課税第1課（TEL079-421-9282）に法人設立の届出が必要です。

届出には、以下の書類が必要です。詳しい内容は、各窓口にお問い合わせください。

- ① 認可地縁団体証明書 ☞ 証明書の交付については 18 ページ参照
- ② 規約

(2) 税の申告及び減免申請について

① 税の申告について

収益事業を行った場合は、明石市市民税課（TEL078-918-5014）、加古川県税事務所課税第1課（TEL079-421-9282）、明石税務署（078-921-2261）へ会計年度終了後、2か月以内に申告をしなければなりません。

収益事業とは、法人税法で定められた34の事業を継続的に行うことと定義されています。

例えば、駐車場を自治会員以外に貸して使用料を得る場合などがこれに該当します。町内会でお祭りを年に1・2度開催する場合や古紙回収報奨金を得ることは、これに該当しません。

参考 法人税法で定められた34の事業

1	物品販売業	13	写真業	25	美容業
2	不動産販売業	14	席貸業	26	興行業
3	金銭貸付業	15	旅館業	27	遊技所業
4	物品貸付業	16	料理店業	28	遊覧所業
5	不動産貸付業	17	周旋業	29	医療保健業
6	製造業	18	代理業	30	教授
7	通信業	19	仲立業	31	駐車場業
8	運送業	20	問屋業	32	信用保証業
9	倉庫業	21	鉱業	33	所有権や著作権の譲渡又は提供
10	請負業	22	土石採取業	34	労働者派遣業
11	印刷業	23	浴場業		
12	出版業	24	理容業		

② 減免申請について

認可地縁団体に係る税金は下表のとおりです。

収益事業を行わない限り、法人税は減免措置があります。

また、集会施設など利用目的に公益性がある不動産にかかる固定資産税、不動産取得税は減免措置があります。ただし、減免措置を受けるためには、減免申請手続きが必要です。 詳しい手続きについては、各窓口にお問い合わせください。

※不動産登記時にかかる登録免許税については、減免措置はありません。

税の種類		認可地縁団体		問い合わせ先
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
市税	法人市民税	均等割…減免措置あり 法人税割…非課税	均 等 割…課税 法人税割…課税	明石市役所 市民税課 078-918-5014
	固定資産税	固定資産税の評価額で課税 減免措置あり（注1）	固定資産税の評価額で課税 減免措置あり（注1）	明石市役所 資産税課 078-918-5015
県税	法人県民税	均等割…減免措置あり 法人税割…非課税	均 等 割…課税 法人税割…課税	加古川県税事務所 課税第1課 079-421-9282
	法人事業税	非課税	課 稅	加古川県税事務所 課税第1課 079-421-9282
	不動産取得税	固定資産税の評価額で課税 減免措置あり（注1）	固定資産税の評価額で課税 減免措置あり（注1）	加古川県税事務所 課税第2課 079-421-9283
国税	法人税	非課税	課 税	明石税務署 078-921-2261
	登録免許税	不動産の価額で課税	不動産の価額で課税	神戸地方法務局 明石支局 078-912-5511

（注1） 集会施設など利用目的に公益性がある不動産の場合は、減免申請を行うと免除されます。

5.認可地縁団体としての義務

(1) 規約や告示された事項に変更がある場合の申請・届出

認可を受けた後、規約や告示された事項（7ページ参照）を変更した場合は、以下の手続きが必要です。市長の変更認可・告示がないと、変更された事項や規約内容は変更したことにならず、第三者に対して効力を発揮することができません。

① 規約の変更内容が告示された事項（名称、目的、主たる事務所の所在地、区域など）に該当する場合

規約変更の認可申請とともに、告示事項変更の届出が必要です。

以下の書類をコミュニティ・生涯学習課へ提出してください。

ア 規約変更認可申請書（28, 29ページ）

イ 規約変更の内容及び理由（30, 31ページ）

ウ 規約変更を総会で議決したことを証する書類

※ 規約変更を議決した総会議事録に議長及び議事録署名人（2名以上）の
計3名以上の署名があるもの（写し可）

エ 変更前の規約及び変更後の規約

オ 告示事項変更届出書（32, 33ページ）

② 規約の変更内容が告示された事項に該当しない場合

規約変更の認可申請が必要です。

以下の書類をコミュニティ・生涯学習課へ提出してください。

ア 規約変更認可申請書（28, 29ページ）

イ 規約変更の内容及び理由（30, 31ページ）

ウ 規約変更を総会で議決したことを証する書類

※ 規約変更を議決した総会議事録に議長及び議事録署名人（2名以上）の
計3名以上の署名があるもの（写し可）

エ 変更前の規約及び変更後の規約

③ 規約を変更せず、告示された事項を変更する場合

代表者の氏名及び住所を変更された場合などが該当し、告示事項変更の届出が必要です。以下の書類をコミュニティ・生涯学習課まで提出してください。

- ア 告示事項変更届出書（32, 33 ページ）
- イ 告示された事項に変更があった旨を証する書類
 - ※ 変更を議決した会議の議事録に議長及び議事録署名人（2名以上）の計3名以上の署名があるもの（写し可）
- ウ 地縁による団体の代表者の承諾書（24, 25 ページ）
 - ☞ 代表者変更の場合のみ
 - ※ 代表者の自宅を主たる事務所の所在地とした場合は、代表者が変更されると主たる事務所の所在地の変更が必要となるのでご注意ください。

（2）財産目録の作成と設置

- 認可を受ける時及び毎年1～3月までの間に財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。（作成例 56 ページ）
- ※ 特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了時に財産目録を作成しなければなりません。

（3）構成員名簿の作成と設置

- 構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置いてください。構成員の変更については、市への届出は必要ありませんが、構成員の変更があるごとに修正してください。

（4）通常総会の開催

- 代表者は、少なくとも、毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。
- 総会の招集は、少なくとも5日前に、会議の目的たる事項を示し、規約に定めた方法にしたがって行ってください。

（5）賠償責任

- 代表者その他の代理人がその職務を行うにあたり、他人に損害を与えた場合は、賠償する責任があります。

(6) 解散時の届出

認可地縁団体は以下の条件のいずれかに該当するとき、解散となります。解散は、市長に対して届出（市長による解散告示）、及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。

- 1 規約に定めた解散事由が発生したとき
- 2 破産したとき
- 3 認可を取り消されたとき
- 4 総構成員の4分の3以上承諾のある総会の決議があったとき（規約に別段の定めがある場合を除く）
- 5 構成員が欠亡したとき

市長に対する届出として、以下の書類をコミュニティ・生涯学習課に提出が必要です。

（※届出様式はコミュニティ・生涯学習課へお問い合わせ下さい。）

- ① 解散届出書
- ② 解散したことを証する書類
※ 解散を議決した総会の議事録に議長及び議事録署名人（2人以上）の計3名以上の署名があるもの（写し可）等
- ③ 清算結了届出書
- ④ 清算が結了したことを証する書類（清算書等）

6.認可地縁団体の証明、印鑑登録について

(1) 認可地縁団体証明書の発行

認可地縁団体証明書（認可地縁団体台帳の写し）の交付は、市長による告示のあった当日からどなたでも申請することができます。コミュニティ・生涯学習課に申請してください。（市民センター等では発行できません。）申請には、以下のものが必要です。

- ア 認可地縁団体証明書交付請求書（34, 35 ページ）
- イ 1通につき300円の明石市収入証紙
 - ☞ 明石市役所本庁舎2階の銀行窓口（午後3時まで）又は、会計室（午後3時以降）にて購入できます。

(2) 印鑑登録と印鑑登録証明書の発行

① 印鑑登録の申請

認可事務が完了すると、1地縁団体につき印鑑を1個登録することができます。市長による告示のあった当日から、コミュニティ・生涯学習課にて登録することができます。
ただし、申請できるのは、原則として代表者本人のみとなります。代理人が申請する場合は、別途「委任状」、「代理人の印鑑」が必要になります。

なお、登録申請には、以下のものが必要です。

- ア 認可地縁団体印鑑登録申請書（様式第1号 36, 37 ページ）
- イ 登録する認可地縁団体の印鑑
- ウ 身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）
- エ 代表者個人の印鑑登録証明書（発行から3か月以内）及びその印鑑



以下の印鑑は登録することができません。

- ・認可地縁団体の名称の表されていないもの
- ・ゴム印その他の印材で変形しやすいもの
- ・印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、又は一辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの

② 印鑑登録証明書の発行

印鑑登録後に認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請することができます。

ただし、申請できるのは、原則として代表者本人のみとなります。代理人が申請する場合は、別途「委任状」が必要になります。

申請には、以下のものが必要です。

ア 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式第3号 38, 39ページ）

イ 登録している認可地縁団体の印鑑

ウ 身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

エ 1通につき300円の明石市収入証紙

☞ 明石市役所本庁舎2階の銀行窓口（午後3時まで）又は、会計室（午後3時以降）にて購入できます。

③ 登録した印鑑を廃止するとき

登録した印鑑を廃止するときは、市長に申請しなければなりません。

ただし、申請できるのは、原則として代表者本人のみとなります。代理人が申請する場合は、別途「委任状」が必要になります。

申請には、以下のものが必要です。

ア 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式第5号 40, 41ページ）

イ 登録している認可地縁団体の印鑑

ウ 身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

【認可地縁団体の印鑑を亡失した場合】

エ 代表者個人の印鑑登録証明書（発行から3か月以内）及びその印鑑

7.認可地縁団体についての Q&A

Q 1 構成員の名簿は、世帯主だけではなく、世帯員全員を記載する必要がありますか。

A 1 地縁による団体の構成員とは、基本的に、自然人たる住民個人であり、性別・年齢等を問わないものであるため、構成員は世帯でとらえるのではなく、世帯主のみならず、世帯員も名簿に記載することとされています。

なお、区域に住所を有するすべての個人は構成員となることができますが、すべての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、相当数の者が構成員となっている、すなわち、明石市では、自治会・町内会員の7～8割以上が構成員となつていれば認可します。したがって、住民すべてを名簿に記載しなければならないというものではありません。

Q 2 地縁による団体は、「世帯単位ではなく個人単位を構成員とする」とありますが世帯単位で表決権を有することはできますか。

A 2 世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において認められ、世帯単位の表決権が合理的であると認められる事項については、構成員の表決権を世帯単位に平等なものとすることは可能です。この場合、規約の定め方の例として、「会員の表決権は、会員の所属する世帯の構成員数分の1とする。」などが考えられます。

Q 3 構成員には個人のみを認め、法人が含まれるのはなぜですか。

A 3 ① 団体の意思決定のための表決権を行使するためには、それぞれの意思を表明する必要がありますが法人等の一組織にすぎない事業所等は本来意思表明ができないこと、
② 地域社会における中心は、活動の主体である人と人のつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては第二次的な参加者にすぎないと考えられることから構成員とはなり得ないとされています。

なお、規約に「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と定め、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、活動の賛助等の形で団体に参加することは可能です。

Q 4 保有財産の一部に神社の祠がありますが、このような宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。

A 4 地縁による団体は、公共団体ではなく「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」ですので、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定（第20条第3項、第

89条）との関係が生じることはありません。

また、地方自治法においても特別の規定を設けていませんので、神社の祠や墓地など宗教的色彩の強いものを保有していても認可の対象となります。

Q 5 構成員名簿の内容に変更があった場合、市に届出は必要ですか。

A 5 市へ構成員名簿を提出していただくのは、認可申請時のみです。構成員の変更時に市に届出する必要はありません。

ただし、認可地縁団体は、地方自治法により、構成員の変更があるごとに構成員名簿を修正する義務が課せられておりますので、構成員の変更があるごとに修正してください。

Q 6 構成員が死亡、転出等により退会する際に、地縁による団体の保有する資産について持分の返還を主張することはできますか。

A 6 不動産等の地縁による団体の保有する資産の処分を総会で議決することは可能ですが「持分権」を想定することは適当ではなく、持分の返還を主張することはできないものとされています。

Q 7 認可を受けた地縁による団体が認可を取り消されるのは、具体的にどのような場合ですか。

A 7 認可地縁団体が地方自治法第260条の2第2項に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、市長はその認可を取り消すことができるとされています。具体的に例示すると、次のような場合が考えられます。

- ① 認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ② 認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③ 区域内的一部住民について、正当な理由なく加入を認めないとしたとき
- ④ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっていると認められなくなったとき
- ⑤ 地縁による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

Q 8 認可を受けた地縁による団体が二つの団体に分裂した場合、認可は取り消されることとなるのでしょうか。

A 8 認可を受けた地縁による団体が分裂した場合、「区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」という要件を満たさなくなるため、市長は認可を取り消すことになります。

ただし、分裂した後の自治会が、その区域を見直した上で改めて認可を申請することはできます。